

新型コロナウイルス感染症の影響等により 納税が困難な方の相談を受け付けています

～「徴収猶予の特例」の期間終了後も同様の猶予制度により対応～

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方への制度として設けられていた、「徴収猶予の特例」の期間が順次終了となります。

この特例の適用を受けている方で、感染症の長期化により、引き続き納税が困難な状況にある際は、同様の猶予を受けられる制度がありますので、お住まいの区を担当する市税事務所納税課に御相談ください。

また、これまでにこの特例の適用を受けていない方も、新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な場合には、猶予制度の対象となる場合がありますので、御相談ください。

相談窓口

お住まいの区	担当事務所・分室	電話番号
川崎区・幸区	かわさき市税事務所納税課	044-200-3890
中原区	こすぎ市税分室納税担当	044-744-3225
高津区・宮前区	みぞのくち市税事務所納税課	044-820-6571
多摩区・麻生区	しんゆり市税事務所納税課	044-543-8982

【お問合せ先】

川崎市財政局収納対策部収納対策課 松本
電話 044-200-2199